

令和8年度藤井寺市観光プロモーション推進業務仕様書

1. 業務名

令和8年度藤井寺市観光プロモーション推進業務

2. 業務の目的

本事業では、過去の事業を通じ主に子育て世代をターゲットとした観光プロモーションの取り組みとして、マイクロツーリズムの拡充、市内観光のためのコンテンツ作りとそれを利用したイベントの開催等を実施するとともに、本市が話題化されるためのプロモーション動画等の発信素材の制作や、地上波放送番組を活用した魅力発信事業によって本市の認知度向上・誘客促進を図ってきた。

令和8年度においては、これらの過年度成果品を適宜活用し、引き続き市内観光資源の充実・アイセルシュラホールの観光拠点機能強化のためのコンテンツの創出を図る。加えて、本市の市制施行60周年記念に伴い、各行事・イベントとも連携したプロモーション等により効果的な魅力発信を達成することを目的として業務を行う。

3. 業務の内容

本事業では、本市の魅力向上および発信強化を目的として下記の2事業を実施する。

(1) 誘客促進事業

来訪促進につなげるもののほか、本市の魅力を発信するイベントや体験型コンテンツの創出・再整備などの幅広い事業を行うこと。

体験型コンテンツの企画については、本事業における過去の成果物（詳細は別添の過年度成果品、体験コンテンツ用機材等を参照）を適宜、有効活用できるようなものが望ましいが、効果的・効率的な実施が見込まれる場合は、機材の調達等も含めた新規事業の実施も可とする。

イベントを実施する場合については、履行期間内で実施し、かつ本市内の広いエリアを周遊できるものとする。

【実施例】：

- ・【体験型コンテンツ】3Dプリンター、ガーメントプリンター、レーザー刻印機、ARサーバー等、過去の成果物を使用した体験型コンテンツについて、内容や受け入れ人数等を拡充した企画等
- ・【イベント】市内事業者の活性化と交流人口増加に寄与する市内観光・グルメ周遊イベントの企画・実施等

(2) 魅力発信事業の実施

本市の歴史文化及び特産品等の魅力を幅広い層に発信することを目的に、効果的な媒体・時期・回数を選定し、本市の観光PRとなる記事や広告を発信すること。

【実施例】：

- ・新規体験型コンテンツの開始に合わせ、SNSインフルエンサーを活用した体験レポ

ートや本市紹介の投稿を持続的に発信する等。

- ・地上波放送や、YouTube による動画配信等、誘客ターゲットとする層へのリーチ力が高い媒体で周遊イベントや本市の各種イベント情報特集を発信する等。

4. 事業実施に係る留意点

本事業の実施にあたっては、第2次藤井寺市まちなか観光創造プランを参照し、同計画の方針・趣旨に則り適切に実施すること。

また、事業の実施に必要な撮影・取材を行うにあたり許可等が必要な場合、原則受注者において行うこと。その他、企画・構成を含むすべての作業について受注者において行うこと。

5. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、納品時期及び納品場所については、本市と協議の上決定すること。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) その他制作物 一式

※制作物がある場合に限る。別途デジタルデータがある場合は、データも併せて納品すること。

6. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

7. 履行場所

問わない。ただし、周遊等のイベントにおける設定エリアについては藤井寺市内とする。

8. 遵守法令

本業務は本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 藤井寺市財務規則
- (3) その他関係法令

9. その他

- (1) 本業務を行うにあたり必要な権利関係等については、受注者において処理すること。また、本業務の成果品の著作権は本市に帰属するものとし、藤井寺市が作成する各媒体等で契約金額以外の費用を負担することなく、随時使用、複製できるよう権利関係を処理すること。
- (2) 受注者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 受注者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務の履行にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の円滑な実施のために、発注者と定期的に協議し、業務の進捗状況、スケジュールの調整、課題や問題点の解決等について情報交換と報告を行うこと。

- (5) 業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (6) 業務全体を統括する総括責任者及び管理者を選任し、発注者と密に連携が取れる体制とすること。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項等があるときは、別途協議して定めるものとする。